

愛知県立大学安全保障輸出管理委員会規程

(趣旨)

第1条 本規程は、愛知県立大学安全保障輸出管理規程（以下「輸出管理規程」という。）第9条の規定に基づき、愛知県立大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員の任期)

第2条 輸出管理規程第9条第3項第1号から第5号までに掲げる委員の任期は役職在任期間とする。

2 同条第6号に掲げる委員の任期は原則委員となった年度の末日までとし、再任を妨げない。

(議長、定足数及び議決方法)

第3条 委員長は、必要に応じて委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長に事故等があるときは、学術研究情報センター長が委員長の職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数が出席することによって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上によって決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。ただし、議決に加えることはできない。

(取引審査)

第5条 輸出管理規程第14条に定める取引審査について、委員長は、審査結果を最高責任者に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県大総務課が担当する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この規程は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。